

令和 2 年 4 月 1 日

保護者の皆様へ

十津川村教育委員会
十津川村立小・中学校

気象警報発令時等の措置について（お知らせ）

平素は、教育の推進にご理解・ご支援を賜り、誠にありがとうございます。

さて、気象警報等が発令された場合の措置につきましては、お子様の安全を第一に考え、下記の措置をとりますので、ご理解・ご協力をお願いいたします。

記

A. 臨時休校措置をとるとき

☆それぞれ午前 6 時 3 0 分の時点で

1. 下記の地域にいずれかの警報（大雨・洪水・暴風・大雪・暴風雨）が発令されたとき

奈 良 県	○全域
	○南部
	○南西部
	※野迫川村などに警報が発令されていても、十津川村を含まなければ該当しません。
	○十津川村

2. 通行規制で交通機関が運行できないとき（雨量規制・崩土等）

◆国道 168 号が雨量規制通行止めとなった場合

- ・役場から北・南を問わず、国道 168 号が雨量規制通行止めとなった場合は、村内の小・中学校は全て休校とします。

◆国道 425 号や県道等が雨量規制通行止めとなったとき

- ・各学校で対応が異なります。対応については、その都度、学校からマチコミでお知らせします。

◆崩土が発生した場合

- ・各学校で対応が異なります。対応については、その都度、学校からマチコミでお知らせします。

◆登校前の場合

1. 午前 6 時 3 0 分現在、気象警報及び通行規制が発令中のときは、原則臨時休校とします。
2. 臨時休校とする場合は、学校からマチコミでお知らせしますが、テレビや防災タブレット等の情報にも十分気をつけてください。

◆登校途中、登校後の場合

1. 登校途中、登校後に警報などが発令されたときは、子どもたちの安全確保に努め、その後の動き等について学校からマチコミでお知らせします。

B. 自宅待機措置をとるとき

- ◎天気予報などの気象情報や道路管理者等の情報から、午前 6 時 3 0 分以降に天気等が回復する状況で、午前 9 時を目処に登校バスが動くことが見込まれる場合（警報、雨量規制等が解除されると見込まれる場合）、この措置をとることがあります。
- ◎この場合、マチコミによりお知らせしますので、指示に従い、安全に十分注意して児童・生徒に登校させてください。（早めの情報収集と家庭への連絡に努めます。）

以上、安全を第一に考えて対応していきたいと考えておりますので、ご理解・ご協力をお願いいたします。

このお知らせを、見やすいところに貼っていただけますようお願いいたします。

※学校から保護者の皆様へ緊急等のお知らせは、今年度から「マチコミ」で行います。従来の「緊急連絡網」は廃止いたします。つきましては、月一回（1 日）のテストメールを開封してください。そのことで、配信が順調に進んでいることが確認できます。ご理解とご協力をお願いいたします。